<u>有効期間満了日 令和10年3月31日</u> 熊生環第524号 令和4年6月28日

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行について(通達)

見出しのことについては、アダルトビデオ出演による被害防止及び被害者の救済等を目的として、令和4年6月22日、新法が公布され、翌23日(第20条から22条までについては同年7月12日)に施行された。

その概要及び罰則等については、別添「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる 社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及 び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行に ついて(通達)」(令和4年6月22日付け警察庁丁保発第113号)のとおり であるので、各所属にあっては、所属職員に周知徹底を図り、事務処理上遺漏の ないようにされたい。

※ 警察庁通達「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資する ために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救 済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行について (通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。